

刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市の長期的なスポーツ振興の指針やビジョンを示す刈谷市スポーツマスタープランを策定するため、刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、刈谷市スポーツマスタープランの策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから刈谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、刈谷市スポーツマスタープランが策定された時にその効力を失う。